

<判例研究>

映画の公開とその脚本の公表権——東京地判令和4年
7月29日判時2549号44頁——

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2024-02-20 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 辻田, 芳幸 メールアドレス: 所属:
URL	https://tohoku-gakuin.repo.nii.ac.jp/records/2000116

〈判例研究〉

映画の公開とその脚本の公表権

—— 東京地判令和4年7月29日判時2549号44頁 ——

辻 田 芳 幸

【事案の概要】

[当事者]

原告 X₁（以下「X₁」という。）は、映画監督であり、別紙1【省略】記載の映画「ハレンチ君主いんびな休日（以下「本件映画」という。）の脚本、監督および主演を行なった者である。また、原告 X₂（以下「X₂」という。また、X₁ および X₂ 双方を指して、以下「X₁ら」という。）は、映画監督・脚本家であり、本件映画の脚本を行った者である。

被告 Y₁（以下「Y₁」という。）は、週刊誌「週刊新潮」その他の雑誌および書籍の出版、販売、配信等を主たる業とする株式会社である。

被告 Y₂（以下「Y₂」という。）および被告 Y₃（以下「Y₃」という。またこれら双方を指して、以下「Y₂ら」という。）は、いずれも、R18映画等の制作、配給等を主たる業とする株式会社である。

[原告の請求]

本件は、X₁らが本件映画に関する記事を週刊誌に掲載したY₁のほか、本件映画を制作、配給等するY₂らに対し、次に掲げる請求をした事案である。

(1) X₁らの請求（いずれもY₁に対する請求）

ア Y₁において週刊新潮2018年3月8日号（以下「本件週刊誌」という。）に掲載した「不敬描写で2月公開が突如延期!『昭和天皇』のピンク映画」と題する記事（以下「本件記事」という。）の記載内容がX₁らの名誉を毀

損したことを理由とする不法行為に基づく損害賠償請求。

イ Y₁ が本件記事に本件映画の脚本（以下「本件脚本」という。）を無断で引用し、X₁ らの著作者人格権（公表権）を侵害したことを理由とする不法行為に基づく損害賠償請求。

ウ 本件記事の内容が X₁ らの名誉を毀損することを理由とする民法 723 条に基づく別紙 2【省略】の謝罪広告の別紙 3【省略】の要領による掲載。

(2) X₁ の請求

ア Y₁ および Y₂ に対する請求

Y₂ の取材に基づき、Y₁ が本件週刊誌に掲載した本件記事（X₁ の謝罪に関する記載等）が、X₁ の名誉を毀損することを理由とする共同不法行為に基づく損害賠償請求。

イ Y₂ らに対する請求

(ア) Y₂ らが本件映画の公開を中止したことにより、本件映画が公開され、観客により視聴されることに対する X₁ の期待権が侵害されたことを理由とする不法行為に基づく損害賠償請求。

(イ) Y₂ らが本件映画に係る完成作品及びその他一切の映像素材のデータ（以下「本件データ等」という。）を廃棄したことが X₁ の人格権を侵害することを理由とする不法行為に基づく損害賠償請求。

ウ Y₃ に対する請求

X₁ が本件映画の著作権を有することの確認請求。

[争点と本稿考察の対象]

本件の争点は、

- ① 本件各記載による名誉毀損の成否
- ② 本件各記載に係る違法性阻却事由の有無
- ③ 謝罪広告掲載の要否
- ④ 本件記事による本件脚本にかかる X₁ らの公表権侵害の成否
- ⑤ 本件映画の公開中止による X₁ の期待権侵害の成否

などであるが、本稿では上記④のみを考察の対象とする。

【判旨】

請求棄却。

「著作権法4条3項は、翻訳物の公衆への提示等を原著作物の公衆への提示等と同視して、翻訳物が公表された場合には、原著作物も公表されたものとみなす旨規定しているところ、翻案物は、翻訳物よりも、原著作物からの創作的表現の幅が広いといえるから、脚本の翻案物である映画が、当該脚本の著作者又はその許諾を得た者によって上映の方法で公衆に提示等された場合であっても、上記脚本が公表されたものとみなすのは相当ではない。

他方、著作権法2条7項は、上演、演奏又は口述には、著作物の上演、演奏又は口述で録音され又は録画されたものを再生することなども含む旨規定しているところ、脚本の翻案物である映画が上映された場合には、当該脚本に係る実演が映写されるとともにその音が再生されるのであるから、著作物の公表という観点からすると、脚本の上演で録音され又は録画されたものを再生するものと実質的には異なるところはないといえる。

上記各規定の趣旨及び目的並びに脚本及び映画の関係に鑑みると、脚本の翻案物である映画が、脚本の著作者又はその許諾を得た者によって上映の方法で公衆に提示された場合には、上記脚本は、公表されたものと解するのが相当である。

これを本件についてみると、前記認定事実によれば、本件映画は、X₁らの同意の下、本件試写会で上映されたところ、本件試写会は、映倫による審査に加え、公開前にY₂の内部で内容を確認することを目的として行われた社内試写にすぎず、その参加者も、映倫審査委員のほかには、Y₂の関係者が9名、外部の者は4名にとどまり、しかも、その外部の者も、X₁の知り合い等であったことが認められる。そうすると、本件映画は、

少数かつ特定の者に対し上映されたにとどまるものといえる。

したがって、本件試写会で本件映画を上映する行為は、公衆に提示されたものとはいえない。

以上によれば、本件脚本は、本件試写会において公表されたものとはいえず、本件脚本を X₁ らに無断で本件週刊誌に掲載する行為は、X₁ らの本件脚本に係る公表権を侵害するものと認めるのが相当である。」

【研究】

結論に賛成。ただし、理由に疑問がある。

一. 問題の所在

本件は、試写会で上映された映画の脚本を権利者に無断で週刊誌に掲載する行為が、当該脚本にかかる公表権を侵害するか否かという問題に関わる事案である¹。すなわち、本件においては、X₁らの脚本を原著物として映画（二次的著作物）がその合意のもとで制作されたのであるが、当該映画が上映の方法で公衆に提示された場合に X₁らの脚本が公表されたこととなるかが問題となった。より一般化するとすれば、「翻案物の公衆への提示」と「原著物の公衆への提示」の関係性ということになるが、このことについては著作権法上必ずしも明確に規定されているわけではない²。

判旨は上の問題につき、著作権法2条7項の趣旨および目的ならびに脚本と映画の関係から「脚本の翻案物である映画が、脚本の著作者又はそ

¹ 公表権は、未公表著作物を公衆に提供または提示する権利であるから（著作18条）、無断で公表された場合は格別として、公表することによって「公衆に提供または提示する権利」は失われ、以後実質的に主張の利益が失われる性質の権利である。

² 二次的著作物のうち翻訳物については特に規定されている（著作4条3項参照）。ここから、当該問題を「翻案物の公衆への提示」と「原著物の公衆への提示」の関係性というふうに翻訳物以外の二次的著作物にまでより一般化できるかどうかはそれ自体一つの問題であるが、通説は否定的に解している。本判決も同旨。

の許諾を得た者によって上映の方法で公衆に提示された場合には、上記脚本は、公表されたものと解するのが相当である」としているが、疑問である。

なお、本件において Y₁ は、本件映画の脚本は本件映画が上映されることに伴い必然的にその内容が公開されるものであり、本件映画の公開をもって当該脚本も公表されたというべきであると主張している。

二. 公表権に関して

1. 公表とは何か

まず、公表の意義について整理する。

著作権者は、その著作物でまだ公表されていないもの（その同意を得ないで公表された著作物を含む）を公衆に提供し、または提示する権利を有している（著作 18 条）。これを公表権と呼んでいる^{3, 4}。同条後段において未公表著作物を原著物とする二次的著作物についても同様、と規定されているから、原作が未公表の作品であれば、その二次的著作物の公表に当たっては原著物の著作権者の公表権が働くことになる。また公表権は、氏名表示権（著作 19 条）、同一性保持権（著作 20 条）と並んで著作者人格権の一つである。著作権法 19 条の氏名表示権および同法 20 条の同一性

³ 著作権法は、その 18 条において「著作権者は、その著作物でまだ公表されていないもの（その同意を得ないで公表された著作物を含む。以下この条において同じ。）を公衆に提供し、又は提示する権利を有する。当該著作物を原著物とする二次的著作物についても、同様とする。」とし、著作者がいわゆる公表権を有することを規定している。その半面、「公表」ないし「公表権」の内容について直接明らかにしていないが、4 条において著作物の公表概念が定められており、保護期間の起算点になる公表の時点はいつかという観点等から、どういふ場合に公表されたことになるかということが定められている（1 項。ただし、同条 2 項ないし 4 項においてはみなし規定）。加戸守行『著作権法逐条講義』（7 訂新版、著作権情報センター、2021）87 頁参照。

⁴ 立法者によると、公表権は、旧著作権法にはなく現行著作権法で規定されたもので、また、「いわゆる著作者の内秘的自由を確保するための権利」と説明されている。加戸・前掲書 168 頁。

保持権に相当する規定は旧著作権法⁵にもあったのに対し、著作権法 18 条の公表権は現行著作権法⁶において新たに規定された権利である⁷。

著作権法は、どのような場合に著作物が公表されたものとなるかについて規定している。すなわち、著作物が「発行され、又は第 22 条から第 25 条までに規定する権利を有する者若しくはその許諾……を得た者……」によつて上演、演奏、上映、公衆送信、口述、若しくは展示の方法で公衆に提示された場合」等をいうと規定している⁸。ここで、発行されたものとされるのは、その著作物の「性質に応じ公衆の要求を満たすことができる相当程度の部数の複製物が、第 21 条に規定する権利を有する者又はその許諾……を得た者によつて作成され、頒布された場合」(著作権法 3 条 1 項参照)等である⁹。

著作物が公表されたとしても、権利者の同意を得ないでなされた場合には、著作権法上の評価としては公表されたことにならない(著作 18 条 1 項括弧書き)¹⁰。それゆえ、著作権法 18 条 1 項括弧書きで「その同意を得

⁵ 明治 32 年 3 月 4 日法律第 39 号 (https://www.cric.or.jp/db/domestic/old_index.html)。

⁶ 昭和 45 年 5 月 6 日法律第 48 号。

⁷ 加戸・前掲注 (3) 168 頁参照。

⁸ 著作権法 4 条 1 項参照。なお、ドイツ著作権法 6 条 1 項においては、「著作物は、それが権限を有する者の同意を得て公衆に提供されている場合において、公表されたものとする。」(<https://www.cric.or.jp/db/world/germany.html>) 著作権情報センター、本山雅弘訳、2023 年 8 月確認)と規定され、著作物が「公衆に提供」されていることにより「公表」を定義づけている。ドイツ著作権法においては、わが国著作権法のように有形的複製(すなわち発行)と無形的複製(例えば上演、演奏、上映等)に分けて細かく規定しているわけではない。

⁹ 著作権法 3 条 1 項は、「著作物は、その性質に応じ公衆の要求を満たすことができる相当程度の部数の複製物が、第 21 条に規定する権利を有する者又はその許諾(第 63 条第 1 項の規定による利用の許諾をいう。以下この項、次条第 1 項、第 4 条の 2 及び第 63 条を除き、以下この章及び次章において同じ。)を得た者若しくは第 79 条の出版権の設定を受けた者若しくはその複製許諾(第 80 条第 3 項の規定による複製の許諾をいう。第 37 条第 3 項ただし書及び第 37 条の 2 ただし書において同じ。)を得た者によつて作成され、頒布された場合(第 26 条、第 26 条の 2 第 1 項又は第 26 条の 3 に規定する権利を有する者の権利を害しない場合に限る。)において、発行されたものとする。」と規定している。

¹⁰ したがってこのような場合は、公表権を未だ喪失していないのである。中山信

ないで公表された著作物」が、「公表されていないもの」に含まれているのである¹¹。なお、上演、演奏または口述には、著作物の上演、演奏または口述で録音されまたは録画されたものを再生することなども含まれる（著作2条7項）。

これらのことから、結局、著作物が「公表されて」いるというためには、著作権者またはその許諾を得た者が、上演等によって著作物を公衆に提示するか、複製物の作成、頒布を行うことが必要となる^{12, 13}。

2. 公表を規定する意義

次に、著作権法において公表を規定する意義についてである。

著作権法4条は、「著作物は、発行され、又は第22条から第25条までに規定する権利を有する者若しくはその許諾……を得た者……によつて上演、演奏、上映、公衆送信、口述、若しくは展示の方法で公衆に提示された場合……において、公表されたものとする」と規定している¹⁴。

弘『著作権法』（第3版、有斐閣、2020）598頁参照。

¹¹ 他方で、特定の場合には著作者が公表に同意したものと推定される。すなわち、著作者は、その未公表著作物の著作権を譲渡した場合には、当該著作物をその著作権の行使により公衆に提供し、または提示することに同意したものと推定される（著作18条2項1号）。また、その美術の著作物または写真の著作物でまだ公表されていないものの原作品を譲渡した場合には、これらの著作物をその原作品による展示の方法で公衆に提示することについて同意したものと推定される（著作18条2項2号）。そしてまた、著作権法29条の規定によりその映画の著作物の著作権が映画製作者に帰属した場合には、当該著作物をその著作権の行使により公衆に提供し、または提示することについて同意したものと推定される（著作18条2項3号）のである。

¹² 小島立「判批」判例百選（第6版）64頁、65頁。

¹³ なお、二次的著作物である翻訳物の、その性質に応じ公衆の要求を満たすことができる相当程度の部数の複製物が、著作権者（複製権者）またはその許諾を得た者によって作成され、頒布された場合にはその原著物は発行されたものとみなされる（著作3条2項）。

¹⁴ ちなみに、著作権法4条の全文は次のようになっている。すなわち「著作物は、発行され、又は第22条から第25条までに規定する権利を有する者若しくはその許諾（第63条第1項の規定による利用の許諾をいう。）を得た者若しくは第79条の出版権の設定を受けた者若しくはその公衆送信許諾（第80条第3項の規定による公衆送信の許諾をいう。次項、第37条第3項ただし書及び第37条の2ただし書において同じ。）を得た者によつて上演、演奏、上映、公衆送信、

このように、著作物の公表概念を定めた著作権法4条は、公表時起算主義を採用する一部の著作物について著作権の存続期間の起算点になる公表の時点を明らかにし¹⁵、また、著作権が制限される場合（例えば、図書館等における複製についての規定である著作権法31条、引用についての規定である著作権法32条や教科用図書への掲載に関する規定である著作権法33条等）における「公表された著作物」¹⁶として利用できるのはどういふ場合かを明らかにしている¹⁷とされている。

しかし、一方で、本件で問題となっているような、原著作物を翻案してできた翻案物が公衆に提供されることによってその原著作物が公表されることになるか否かについては著作権法上必ずしも明確でない。

本件においてY₁は、「X₁らが本件脚本の著作権を有していたとしても、本件映画が試写会で公開された際に、本件脚本も同時に公衆に提供されていたのであるから、その後、本件脚本が本件週刊誌に掲載されたとしても、本件脚本の公表権を侵害するものとはいえない」旨主張している。

そこで、まず、本件映画の公開により本件脚本が公表されることになるか、そしてそれはいかなる理論構成によるかを検討する。

3. 公表関連規定の考察

(1) 著作権法4条3項の解釈

著作権法は、「二次的著作物である翻訳物が、第28条の規定により第

口述、若しくは展示の方法で公衆に提示された場合（建築の著作物にあつては、第21条に規定する権利を有する者又はその許諾（第63条第1項の規定による利用の許諾をいう。）を得た者によつて建設された場合を含む。）において、公表されたものとする。」

¹⁵ 著作物の公表時を起算点とするものとしては、無名または変名の著作物の著作権の存続期間（著作52条）、団体名義の著作物の著作権の存続期間（同53条）、映画の著作物の著作権の存続期間（同54条）がある。

¹⁶ そのほかにも、著作権法35条、36条、37条、37条の2、38条、47条の5がある。

¹⁷ 加戸・前掲注(3)87頁。また、本文に挙げたもののほか、著作物の裁定による利用の場面において、著作権法67条、68条、75条がある。

22条から第24条までに規定する権利と同一の権利を有する者若しくはその許諾を得た者によつて上演、演奏、上映、公衆送信若しくは口述の方法で公衆に提示され、又は第28条の規定により第23条第1項に規定する権利と同一の権利を有する者若しくはその許諾を得た者によつて送信可能化された場合には、その原著作物は、公表されたものとみなす。」(著作4条3項)と規定している¹⁸。

このように、著作物の公表について定義する著作権法4条は、その3項において二次的著作物と原著作物の公表の関係について規定しているといえるものの、その規整対象を特に「翻訳物」に限定しているように見えるから¹⁹、翻訳物に加えてここに他の二次的著作物、とりわけ「翻案物」を読み込むことが許されるかが問題となる。

この点、判旨は、「……翻案物は、翻訳物よりも、原著作物からの創作的表現の幅が広いといえるから、脚本の翻案物である映画が、当該脚本の著作者又はその許諾を得た者によって上映の方法で公衆に提示等された場合であっても、上記脚本が公表されたものとみなすのは相当ではない。」として、「翻訳物」との対比をもとに「翻案物」に同条を適用することについて否定的な立場をとっており、妥当である²⁰。

しかしながら、その理由が必ずしも明確でない。すなわち、「翻案物は、

¹⁸ なお、著作権法2条1項11号は、二次的著作物とは「著作物を翻訳し、編曲し、若しくは変形し、又は脚色し、映画化し、その他翻案することにより創作した著作物をいう。」と定義している。したがって、映画は翻案することにより創作された二次的著作物の一種であるということができ、本件においては、本件映画は本件脚本を翻案してできた「翻案物」であることが前提とされている。

¹⁹ 著作権法4条3項は、「二次的著作物である翻訳物が、第28条の規定により第22条から第24条までに規定する権利と同一の権利を有する者若しくはその許諾を得た者によつて上演、演奏、上映、公衆送信若しくは口述の方法で公衆に提示され、又は第28条の規定により第23条第1項に規定する権利と同一の権利を有する者若しくはその許諾を得た者によつて送信可能化された場合には、その原著作物は、公表されたものとみなす。」とし、一見して二次的著作物のうち翻訳物に限定しているように見えるからである。

²⁰ したがって判旨からは、映画と脚本の関係性というよりは、翻案物というより一般的なレベルに重点を置いて論じられているものと思われる。

翻訳物よりも、原著作物からの創作的表現の幅が広い」という点が何を意味するのか、あまりにも抽象的だからである。ここでいう「原著作物からの創作的表現の幅」とは何を意味するのであろうか²¹。

そこでまず、端的には二次的著作物である「翻訳物」が上演、演奏、上映、公衆送信若しくは口述の方法で公衆に提示された場合に、その原著作物が公表されたとみなされる旨規定している著作権法4条3項の趣旨を確認する。これに関しては次のような見解がある。すなわち、翻訳物の場合、原著作物との対応関係が明確であり、原著作物において表現されている思想または感情がそのまま表現されていることから、原著作物がそこで用いられている言語を理解できる公衆に提示されたのと同様の社会的または経済的な効果を生じさせることとなるから、原著作物についても公表されたものとみなすことにした、とするものである²²。

そもそも翻案には著作物の種類や翻案の態様により様々あり得るから、一律の判断基準の定立は困難であるが、例えば言語の著作物に関する裁判例において、翻案は「既存の著作物に依拠し、かつ、その表現上の本質的な特徴の同一性を維持しつつ、具体的表現に修正、増減、変更等を加えて、新たに思想又は感情を創作的に表現することにより、これに接する者が既存の著作物の表現上の本質的な特徴を直接感得することのできる別の著作物を創作する行為をいう」[江差追分事件]とされている²³。このことから、

²¹ 以下に考察するところから明らかなように、著作物性の議論において用いられることがある「表現の選択の幅」とは全く異なる概念である。

²² 小倉秀夫・金井重彦編『著作権法コンメンタール』（改訂版、第一法規、2020）260頁。この見解に同調するものとしては、小泉直樹・茶園成樹・蘆立順美ほか『条解著作権法』（弘文堂、2023）152頁〔蘆立順美〕。一方、半田正夫・松田政行編『著作権法コンメンタール（1）』（勁草書房、第2版、2015）422頁〔早稲田祐美子〕は、「原著作物の公表が二次的著作物の公表よりも遅れることはバランスを欠くことになるため、原著作物の著作権者の許諾を得て翻訳物が公表されたのであれば、その公表時を原著作物の公表とみなしたものと」と説明している。

²³ 最判平成13年6月28日民集55巻4号837頁〔江差追分事件上告審〕。本件は、被告が放送したテレビ番組の本件ナレーションの部分が原告が著したノンフィクション書籍の冒頭部分の本件プロローグを翻案して放送されたものであり、

その新たに付加される創作性が比較的少ない場合は格別として、具体的表現に修正、増減、変更等が行われ、かつ、新たに創作的表現が付加されることで、結果として原著物からの表現上の隔たりは翻訳物に比して比較的大きくならう²⁴。こういった点からは、原著物と翻案物を公表という観点から同定して、原著物が公衆に提示されたのと同様の社会的・経済的な効果を翻案物についても生じさせることは妥当でない場合が多くなろう。それゆえ、翻案物は、そこに付加される新たな創作性ゆえに、著作者の思想・感情をそのまま伝える翻訳物に比して表現の自由度が高くなる。このことが本判決のいう「原著物からの創作的表現の幅が広い」ということを意味するのであろう。

こういった前提のもとでは、脚本の翻案物である映画が上映の方法で公衆に提示等された場合であっても、これによって上記脚本が公表されたものとみなすわけにはいかないであろう。したがって、一般的に翻案物は翻訳物と同視することはできず、著作権法4条3項を直接の根拠に、あるいは同条を類推適用して、翻案物である映画が公衆に提示されたとしても、これをもって本件脚本が公表されたと解することは妥当ではないことになる（判決同旨）。

翻案権、放送権、氏名表示権を侵害するか否かが争点となった事案である。本判決において裁判所は要旨次のように述べた。「1 言語の著作物の翻案とは、既存の著作物に依拠し、かつ、その表現上の本質的な特徴の同一性を維持しつつ、具体的表現に修正、増減、変更等を加えて、新たに思想又は感情を創作的に表現することにより、これに接する者が既存の著作物の表現上の本質的な特徴を直接感得することのできる別の著作物を創作する行為をいう。」「2 思想、感情若しくはアイデア、事実若しくは事件など表現それ自体でない部分又は表現上の創作性がない部分において既存の言語の著作物と同一性を有するにすぎない著作物を創作する行為は、既存の著作物の翻案に当たらない。」

²⁴ 翻案物の中にも翻訳物と同様に原著物との対応関係が比較的確かなものもあることは理論的には否定できないものの、原著物において表現されている思想または感情がそのまま表現されているような場合には、複製物と評価される場合が多くなるであろう。また反対に、付加された創作的表現によって原著物が換骨奪胎されるまでに変更されているような場合には、もはや別個の著作物と評価されることとなろう。

(2) 著作権法 2 条 7 項の趣旨

判旨は他方で、著作権法 2 条 7 項が、上演、演奏または口述には、著作物の上演、演奏または口述で録音されまたは録画されたものを再生することなども含む旨規定していることを指摘して、「脚本の翻案物である映画が上映された場合には、当該脚本に係る実演が映写されるとともにその音が再生されるのであるから、著作物の公表という観点からすると、脚本の上演で録音され又は録画されたものを再生するものと実質的には異なるところはない」とした。

そこで、著作権法 2 条 7 項を根拠として、「脚本の翻案物である映画の上映」と「脚本の上演で録画されまたは録音されたものを再生すること」を著作物の公表の観点から同定しうるかが問題となる。

著作権法 2 条 7 項は、「この法律において、『上演』、『演奏』又は『口述』には、著作物の上演、演奏又は口述で録音され、又は録画されたものを再生すること（公衆送信又は上映に該当するものを除く。）及び著作物の上演、演奏又は口述を電気通信設備を用いて伝達すること（公衆送信に該当するものを除く。）を含むものとする。」と規定している。

まず、「脚本」は演劇用の著作物のひとつであるから、脚本の複製には印刷等の有形的な複製のほか、「当該著作物の上演、放送または有線放送を録音し、又は録画すること」が含まれる（著作 2 条 1 項 15 号イ）。脚本に表現されている演劇を録音・録画していることになるからである。したがって、例えば脚本の著作物を複製することにも、演じられた演劇を録音・録画することにも脚本の複製権の効力が及ぶということを意味している²⁵。

また、著作権法 22 条が、公衆に直接見せまたは聞かせることを上演権・演奏権の目的としているところ、ここにいう「直接」とは、生演奏・生上

²⁵ 半田正夫・松田政行編『著作権法コンメンタール（1）』（第2版、有斐閣、2015）253頁〔辻田芳幸〕参照。

演（ライヴ）だけを意味するのではなく、著作物の上演・演奏・口述の録音物・録画物による再生も含まれ、公衆送信以外の電気通信設備を用いた伝送も含まれることになる（著作2条7項）²⁶。ゆえにこれらの行為にも上演権・演奏権のコントロールが及ぶことになるというところに同条の意義があることになる²⁷。

判旨は著作権法2条7項の趣旨を勘案して判断しているようであるが、脚本の翻案物である映画が上映された場合に一著作物の公表という観点からであったとしても一これを脚本の上演で録音されまたは録画されたものを再生するものと実質的に同一に扱うものとする根拠として、果たして適切かどうか疑問が残る。また、翻案物の公開によって原著作物が公表されたこととなるかについて翻訳と相互に比較しつつ検討した際に「創作的表現の幅」を理由にこれを否定した立場と矛盾するようにも思われる。他方で翻案物の中にあつて脚本だけが特別の扱いを受けるべきとの言及もない。

たしかに、「脚本の翻案物である映画」と「脚本の上演で録画され又は録音されたもの」の内容を見ると、翻案物か複製物かという違いを度外視すれば、少なくとも、脚本の内容の一部が固定されているという点では共通しているといえることができる。しかし、著作権法2条7項の趣旨は、いわば著作権の効力範囲の実質化にあると解すべきであり、著作物の公表という観点からであっても、これをもとに「脚本の翻案物である映画の上映」と「脚本の上演で録画されまたは録音されたものを再生すること」を同定することは、規定の趣旨を逸脱しているのではないかとの疑問が残る。

それにもかかわらず、判旨は、「上記各規定の趣旨及び目的並びに脚本及び映画の関係に鑑みると、脚本の翻案物である映画が、脚本の著作者又はその許諾を得た者によって上映の方法で公衆に提示された場合には、上記脚本は、公表されたものと解するのが相当である」と判示した²⁸。すな

²⁶ 中山・前掲注（10）313頁。

²⁷ 加戸・前掲注（3）79頁。

²⁸ このような判旨の流れに従うと、本件映画の上映が著作権法上の「上映」とし

わち、翻案物である映画の上映によって脚本の公表がなされたものとなる
と解したのである。

その上で判旨は、本件試写会で本件映画を上映する行為は公衆に提示され
たものではないから、結局本件脚本は公表されたものと解することはでき
ないとし、最終的には本件脚本を X₁ らに無断で本件週刊誌に掲載する
行為は、X₁ らの本件脚本に係る公表権を侵害するものと結論した。つまり、
本件試写会で本件映画を上映する行為は公衆に提示されたものか否かにか
からしめたのである。

本判決の立場を前提に考えると、本件映画の上映が公衆に提示されたも
のかどうかを決め手になっているので、以下、検討しておく。

4. 映画の上映

上映とは、「著作物（公衆送信されたものを除く。）を映写幕その他の物
に映写すること」をいい（著作 2 条 1 項 17 号）、上映によって著作物が
公衆に提示されたというためには、上映が公になされたことが必要とな
る²⁹。ここに「公に」の意味は、上映権と同様に無形的再生にかかる支分
権である上演権および演奏権について規定した著作権法 22 条の「公衆に
直接見せ又は聞かせることを目的として」と同義と解すべきである³⁰。そ
して「公衆」とはまず常識的に不特定の者を指称するものであるところ、
著作権法上は「特定かつ多数の者を含む」（著作権法 2 条 5 項）ものと規
定されているから、結局、特定かつ少数の者を除く集合体ということにな
る。このように考えると、次に、ここにいう数的境界が問題となりそうで

ての条件を具備しているかどうかという問題によって結論が左右されること
になる。

²⁹ 支分権のうち 22 条から 26 条の 3 までの権利（すなわち、上演権、演奏権、上
映権、公衆送信権、口述権、展示権、頒布権、譲渡権、貸与権）は 21 条の複
製権とは異なり無形的な再生に対する権利であり、公衆に対してなされる場合
だけが規整の対象となっている。

³⁰ 中山・前掲注（10）314 頁。

ある。しかしながら、著作物の無形的利用がなされる場合は多様であり、そこにはさまざまな目的がありうるから、それらを抜きに数字の多寡のみを論じることはほとんど無益である。したがって、実務的には当事者の人間関係、著作物の種類・性質、利用された環境、社会通念等の諸要素を総合的に勘案して決するほかないということになろう³¹。

この点本判決は、本件映画は X₁ らの同意の下で本件試写会において上映されたとした上で①「本件試写会は、映倫による審査に加え、公開前に Y₂ の内部で内容を確認することを目的として行われた社内試写にすぎ」ないこと、②「その参加者も、映倫審査委員のほかには、Y₂ の関係者が 9 名、外部の者は 4 名にとどまり、しかも、その外部の者も、X₁ の知り合い等であった」ことを認め、「本件映画は、少数かつ特定の者に対し上映されたにとどまるもの」と判断した。そして「本件試写会で本件映画を上映する行為は、公衆に提示されたものとはいえない」とした。

判旨においては、上記①で試写会の目的が考察され、本件試写会が映画の内容を確認するための社内試写会であることは認定されてはいる。しかし、当該社内試写会が、したがって「公に」なされるものでないこと、あるいは「公衆に直接見せ又は聞かせること」を目的としているわけではないことはさらに明確に確認されるべきである。判決文の判断過程は明瞭に示される必要があるから、少々雑な判断との印象が残る。

上記②では参加者の人数及びその関係性が考察されている³²。既述のよ

³¹ 中山・前掲注(10) 302頁。

³² 東京地判平成12年2月29日判時1715号76頁[中田英寿事件]。本件は、原告が被告らに対し、被告らが発行した本件書籍には原告が中学校在学当時に創作した「目標」と題する本件詩が掲載されており、原告のパブリシティ権、プライバシー権並びに著作者人格権(公表権)及び著作権(複製権)を侵害すると主張して、本件書籍の発行の差止め及び損害賠償を求めた事案である。公表権侵害に関して原告は次のように主張した。すなわち、本件詩は、中学校の学年文集に掲載されたものであるが、この文集は、卒業生、父兄、教諭等の限定された範囲で無償で配布されたものであるから、本件詩は公表されていない著作物である。したがって、被告らが原告の許諾を得ることなく本件詩の複製物を出版する行為は、本件詩に係る原告の著作者人格権(公表権)の侵害に当たる。また、仮に、本件詩が公表されたといえるとしても、原告は、文集に掲載

うに、当該人数は一律に決まるべき性質のものではないから、上記①の社内試写会という目的に照らして常識的な人数であるか否かが判断されるべきである。ただし、社内試写会といっても、例えば「外部の者」が映画評論家等の当該会社とは全く無関係の者が参加するものであったり、あるいは社員であっても社員のほとんどが参加しうような試写会であったりすれば、実質的には鑑賞目的と判断されてしまい不適切な場合もあろう。そうすると、上記②で認定された参加者は、社内試写会という目的に照らせば、「多数」ということもできないから、裁判所の判断は妥当な判断といふべきである。

このように、本件映画を上映する行為は、公衆に提示されたものとはいえないから、本判決の立場を前提とするとしても、本件脚本は本件試写会において公表されたものとはいえないことになる。

5. 公表にかかる合意の効力

本件では、映画著作物の原著作物である脚本の著作者が映画を一般公開することに合意していたという状況下で、映画の公開に至る前に脚本が週刊誌等に掲載されることになった場合、脚本の著作者は映画の公開に合意

されて卒業生及び教諭並びにその家族の目に触れる程度のことしか想定しておらず、一般の書店で購入できる書籍に掲載されて世間一般に公表されることまでは全く望んでいなかったものである。したがって、被告らが本件書籍に本件詩を掲載した行為は、原告の意思に反し、その同意を得ないでこれを公表したものであって、原告の公表権を侵害する。これに対して裁判所は、本件詩は、平成3年度の甲府市立北中学校の「学年文集」に掲載されたこと、この文集は右中学校の教諭及び同年度の卒業生に合計300部以上配布されたことを認めた上で、「本件詩は、300名以上という多数の者の要求を満たすに足る部数の複製物が作成されて頒布されたものといえるから、公表されたものと認められる。また、本件詩の著作者である原告は、本件詩が学年文集に掲載されることを承諾していたものであるから、これが右のような形で公表されることに同意していたということが出来る。」とし、公表権侵害を根拠とする原告の請求を認めなかった。本件判決は、特定の中学校の教諭及び同年度の卒業生を対象に配布されたものであるが、合計300部以上配布されたことを「多数」と判断したものである。「公衆」については「特定かつ多数の者を含む」とされているからである（著作2条5項）。

していたことを理由に公表権侵害を主張できなくなるかが問題となった。

本件において Y_1 は、 X_1 は本件試写会において本件脚本を一般公開する意図の下、本件試写会を実施したものである以上、本件脚本がその後公表されることに同意していた旨主張した。

ところで著作権法 18 条は、「著作者は、その著作物でまだ公表されていないもの……を公衆に提供し、又は提示する権利を有する。」と規定している³³。一般に、映画制作においては、脚本等原著物が未公表著作物であれば、その著作者から公表の同意をあらかじめ得ておくのが通常である（著作 18 条後段および本稿二・1 参照）。しかし、公表の時期や方法についてまでコントロールすることができるかは必ずしも明らかでない。

この点学説においては、公表する権利があれば公表の方法や時期について決定する権利もあることになるとされており、反対説はほとんどない³⁴。また、立法者も、これらのコントロールの重要性を前提としているようである³⁵。

そこで、通説の立場を敷衍して考えれば、本件において X_1 が同意していたのが本件試写会における映画の公開に伴って事実上脚本の内容が明らかになることを甘受することであった場合には、このことから当然他の方法による公表に同意していたことになるわけではないであろう。

この点に関し判旨は、「…著作物には著作者の人格的価値を左右する側面があることに鑑みると、公表権には、公表の時期、方法及び態様を決定する権利も含まれると解するのが相当」とした。通説に従った立場であり

³³ 著作権法 4 条（著作物の公表）も参照。

³⁴ 土肥一史『知的財産法入門』（中央経済社、第 16 版、2019）282 頁、中山・前掲注（10）597 頁、加戸・前掲注（3）164 頁、斎藤博『著作権法』（有斐閣、第 3 版、2007）149 頁、小泉ほか・前掲注（22）292 頁〔上野達弘〕など。

³⁵ 加戸・前掲注（3）168 頁は「著作者はその著作物によって自分の思想・感情を外部的に制限するわけですが、著作者の名声なり、地位なり、成功なりは、いかなる時期に、どういう形で著作物を世に出すかということによって左右される率が高い」としており、著作物の公表の時期や方法についてのコントロールの重要性を認識しているといえる。

妥当である。ついで、本件について、「 X_1 が公表につき同意したのは、飽くまで、本件試写会におけるものにとどまると認めるのが相当」であるとしました。そして、それを超えて本件脚本がその後本件週刊誌に掲載されることにまで同意していたことは認められないとし、「 X_1 は本件試写会において本件脚本を一般公開する意図の下、本件試写会を実施したものである以上、本件脚本がその後公表されることに同意していた」旨の Y_1 の主張を排斥している。

脚本の著作者が映画の公開に同意していた場合には、映画の公開に伴って脚本の内容が明らかになることは当然であるから、これによって公表権が侵害されたと主張することは通常は考えられない。あるとすれば、本件のような映画の公開以前に映画の公開という形以外の方法で脚本が公表されてしまったような限定的な場合であろう。

三. 本判決の問題性

本判決は脚本の著作物を原著作物とする映画の著作物の公衆への提供と脚本の著作物の公表権の関係が問題とされた事案であった。

本判決において裁判所は、翻案物である映画の上映がなされたのであれば、それによってその原著作物に相当する脚本の公表がなされたものとなるという一般的な解釈を提示した。その上で本件試写会において本件映画を上映する行為は公衆に提示されたものとはいえないから、結局、本件脚本は公表されたものと解することはできないとし、最終的には本件脚本を X_1 らに無断で本件週刊誌に掲載する行為は、 X_1 らの本件脚本に係る公表権を侵害することになるとした。

本判決の結果は妥当であると考えるが、理由において示された上記一般的な解釈には問題がある。

著作物が、上演等されることによって公表されたものとされ（著作4条1項）、その上演等には著作物の上演等が録音・録画されたものを再生す

る場合が含まれる（著作2条7項）としても、著作権法4条1項は公表の起算点を規定したものであって、例えば「映画の公開」を「脚本の公表」と同定する趣旨ではないというべきである。また、映画と脚本は基本的に別個の著作物であるといえ、加えて、原著作物との対応関係が明確で原著作物において表現されている思想または感情がそのまま表現されている翻訳物と原著作物にみられるような特殊な関係性もここには存しない。そしてまた、著作権法2条7項の趣旨は、著作物の上演・演奏・口述の録音物・録画物による再生にも上演権・演奏権の効力を及ぼし、これらの権利の実質化を企図するものと捉えられるべきである。したがって、これらを拠り所として「脚本の翻案物である映画の上映」と「脚本の上演で録画されまたは録音されたものを再生すること」を同定するかのような解釈は、規定の趣旨を逸脱する危険があり、妥当でないといえる。